

平成19年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況
 ～公開します、市政情報！ 保護します、個人情報！ ご利用ください、情報コーナー！～
 問合せ総務課法制総務係

●情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。
 この制度は、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

●市政情報の公開請求などの状況

平成19年度の市政情報の公開請求などの状況は、表1のとおりです。

●情報公開審査会

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりします。
 平成19年度は、1回開催されました。

●個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

●保有個人情報の開示請求などの状況

平成19年度の個人情報の開示請求などの状況は、表2のとおりです。
 なお、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

●保有個人情報取扱事務の届出状況

実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会）は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。
 平成19年度の届出状況は、表3のとおりです。

●目的外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部で他の目的に利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは、原則として禁止されています。
 しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③災害時において、緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で、個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。

【表1】市政情報の公開請求などの状況（）内は平成18年度の件数

区分	請求件数	決定内容			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	8(8)	6(7)	1(0)	1(1)	0(0)
※任意の公開申出	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
合計	9(8)	7(7)	1(0)	1(1)	0(0)

※任意の公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

【表2】個人情報の開示請求などの状況

開示請求の件数	決定内容			不服申立て
	全部公開	一部公開	非開示	
13(15)	10(9)	0(2)	3(4)	0(1)

（）内は平成18年度の件数

平成19年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

●個人情報保護審議会

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。
 平成19年度は、3回開催されました。

●制度を利用するには

請求の方法

【市政情報の公開、自己情報の開示などの請求や相談】市役所第一棟5階「情報公開・個人情報保護コーナー（総務課）」にお越しください（電話などでは請求できません。請求書等につきましては市のホームページからダウンロードして使用することができます）。
 ※市政情報の請求は、インターネット（東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービス）を利用して行うことができます。自己情報の開示などの請求については、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証など）を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

公開などの決定

【市政情報の公開または自己情報の開示】請求があった日の翌日から14日以

内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします（公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします）。

【自己情報の訂正】必要な調査を行ない、請求があった日の翌日から30日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします（訂正しない場合は、その理由をお知らせします）。

公開などの方法

【市政情報の公開または自己情報の開示】お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行ないます（公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります）。
 ※自己情報の開示にあたっては、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証など）が必要です。

費用

【市政情報や自己情報の閲覧】無料
 【写しの交付や郵送】その作成などにかかる費用

■住民票の写しの請求など、別に法令などで手続きが定められているものについては、この制度は適用されません。

■詳しくは市ホームページをご覧ください（制度の概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載しています）。

■市役所1階の「情報コーナー」で、市政情報を自由に見ることができます。コピー（有料）もできますのでご利用ください。

【表3】保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

実施機関	区分	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
		市長	308(293)	123(114)
教育委員会		83(82)	11(10)	7(7)
選挙管理委員会		4(2)	2(2)	0(0)
監査委員		1(1)	0(0)	0(0)
農業委員会		1(1)	1(1)	0(0)
固定資産評価審査委員会		1(1)	0(0)	0(0)
議会		3(3)	0(0)	0(0)
合計		401(383)	137(127)	47(43)

（）内は平成18年度の件数

■市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

利用方法

①下表の予約申込み先（旅行業者など）へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。
 ※施設のパンフレットや利用方法は、指定旅行業者、または総合窓口課にお問い合わせください。
 ②総合窓口課（市役所1階）で利用申請書を記入・押印のうえ、提出して利用券を受け取ってください。

助成金（下表を参照）

※「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

【市民契約保養施設助成金等一覧】

宿泊施設	助成金	予約申込み先
旅館・ホテル	大人3,000円 小人2,000円	【市内の指定旅行業者】 ■(株)福泉舎エフ・ツアーサポート ☎552・2011 ■(株)ダイナ旅行 ☎553・3310 ■立川トラベルセンター ☎553・2202 ■(株)P T S トラベルナビ ☎539・1911
民宿	大人2,000円 小人2,000円	■東京都市町村共済組合保養所（シーサイドいづたが）の宿泊予約は施設へお申し込みください。 ☎0120・731・241（フリーダイヤル）
保養所	大人3,000円 小人2,000円	■かんぼの宿の宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。 問合せ日本郵政 ☎0120・715・294（フリーダイヤル）
かんぼの宿	大人3,000円 小人2,000円	
河津温泉旅館組合指定施設 津南町観光協会指定施設	大人3,000円 小人2,000円	■宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。

助成対象者

申請する6か月前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方、または外国人登録原票に登録されている方（ただし、在留資格を有するもの）。18歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要です。

利用券の交付枚数

利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度（4月から翌年3月末まで）1枚までです。

なお、宿泊利用する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課のパンフレット、または市のホームページをご覧ください。
 ※利用申請の際、本人確認書類（運転免許証、保険証等）をご持参ください。
 問合せ総合窓口課

③住民票の写しの広域交付（福生市以外の市町村の書）の発行

利用方法直接、取扱い業者に申し込んでください。
 問合せ総合窓口課

利用できなくなるサービス

①住民基本台帳カードの発行
 ②公的個人認証（電子証明書）の発行
 ③住民票の写しの広域交付（福生市以外の市町村の書）の発行

住民基本台帳ネットワークシステムサービスが一時停止となります
 7月8日（火）から11日（金）まで、住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新による入れ替えを行うため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用したサービスを一時停止します。
 この間、次のサービスが利用できなくなりますのでご注意ください。
 大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

窓口から福生市の住民票の請求、福生市の窓口から福生市以外の市町村の住民票の請求
 ④付記転入転出業務
 問合せ総合窓口課
 ⑤存じですか市民標準葬祭
 市民の皆さんの経済的な負担を軽減し、安心して葬儀が行なえるよう、市内に営業所を持つ13の葬儀業社（下表参照）と協定を結んでいます。

事業所名・電話・住所	住所	電話番号
(株)愛礼儀典	熊川1075番地1	ビューハイム富士503 551・2071
愛和セレモニー	熊川888番地	530・8686
島田屋造花店	本町134番地	551・0226
(株)西武葬祭	熊川761番地	551・2547
(株)セレモアつくば	熊川1311番地	551・1191
セレモニーホール福生	加美平1丁目19番地5	553・8200
創友社	福生1983番地40	553・7664
(株)多摩祭典	福生2350番地	551・8200
(株)ドリーミー	志茂207番地 大森ビル	553・2821
西多摩農業協同組合メモリアルセンター	熊川703番地	570・7335
播磨屋典礼(株)	熊川1348番地2	530・6969
フューネラルそうしん	福生1213番地	530・4544
(株)クオーレ福生営業所	福生784番地B	553・8224

【市民標準葬祭取扱い業者一覧】